

独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センターにおける
競争的研究費等に係る不正防止計画

平成28年4月28日
(最終改正：令和5年4月1日)

競争的研究費等統括管理責任者

1. 本計画の位置付け

(1) 目的

この計画は、日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）における競争的研究費等の適正な運営・管理と不正行為の未然防止に資するため不正防止計画として具体的活動を定めることを目的とする。

(2) 適用範囲

- ①この計画は、JISSにおいて競争的研究費等を用いた研究を行う場合に適用する。
- ②この計画は、JISSにおいて競争的研究費等を用いた研究を行う研究者等及びその調達要求・契約・経理等に従事する者（以下「運営・管理役職員」という。）に対して適用する。

2. 用語の定義

(1) 競争的研究費等：この計画において「競争的研究費等」とは、国又は独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金のことで、民間（財団・企業等）を通じて配分される資金を含む。

(2) 不正行為：この計画において、「不正行為」とは、不正研究及び不正経理をいう。「不正研究」とは、研究活動におけるデータその他研究成果の捏造、改ざん及び盗用等の不正行為をいい、「不正経理」とは、競争的研究費等の不正な使用（カラ出張・業者からのキックバックなど）をいう。

(3) 予算執行：競争的研究費等の支出の原因となる意思決定、契約及び支出をいう。

3. 不正防止活動

競争的研究費等に係る不正行為を防止するため、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）及び不正防止計画推進部署（事務部事業推進課）は、次の活動を継続して行う。

- (1) 競争的研究費等の運営・管理を適正に行うため、責任体系を明確にする。
- (2) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者にルール of 徹底と意識向上のためのコンプライアンス教育及び啓発活動の実施、相談窓口の設置等の環境整備を行う。
- (3) 競争的研究費等の適正な運営・管理のため、予算執行状況の確認、事務部門による給付事実の確認等を行う。

3. 1 責任体系

競争的研究費等の運営・管理に係る責任体系は、次のとおり。

- (1) 競争的研究費等最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）：理事長

(2) 競争的研究費等統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）：ハイパフォーマンススポーツセンター担当理事

(3) 競争的研究費等コンプライアンス推進責任者：JISS 所長

(4) 競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者（以下「コンプライアンス推進副責任者」という。）：スポーツ科学・研究部長、スポーツ医学・研究部長、事務部長、ハイパフォーマンススポーツセンター運営部長

コンプライアンス推進責任者は、組織運営規則、文書決裁に関する規則、競争的研究費等研究費の適正管理規程等に基づき、自ら掌理する組織における競争的研究費等の運営・管理を適正に実施する。

3. 2 ルールの徹底と意識向上を目指した環境整備

(1) ルール（職務権限も含む）の明確化・統一化

コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等に係る事務処理手続きに関し、所掌するルールについて明確に定め運用するとともに、実態との乖離がないか、適切なチェック体制が保持できるかを確認し、これを継続する。

不正防止計画推進部署は、関係部署と連携しルールを原則として統一化し、ルールの全体像を体系化し、これを分かりやすい形で周知するために、説明会の開催やホームページへの公開等を行う。

(2) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

研究者等及び運営・管理役職員がルールに習熟し、かつ適正な運営・管理、癒着の忌避等の意識向上を図るため、不正経理及び不正研究防止に関するコンプライアンス教育を行う。さらにセンターと雇用関係のある職員については、誓約書の提出を求める。また、研究者等及び運営・管理役職員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、啓発活動を行う。

コンプライアンス教育及び啓発活動の対象者は、競争的研究費等を用いた研究を行う研究者等及び運営・管理役職員とする。運営・管理役職員は次の者とする。

- (i) 競争的研究費等に係る調達要求書・仕様書の作成等、予算執行事務を行う者（決裁者含む）
- (ii) 競争的研究費等に係る契約事務を行う者（決裁者含む）
- (iii) 競争的研究費等に係る契約等の検査、給付事実の確認等を行う者
- (iv) 競争的研究費等に係る支払事務を行う者（決裁者含む）
- (v) その他、競争的研究費等の運営・管理に携わる者

①コンプライアンス教育

(ア) 不正防止計画推進部署は、独立行政法人日本スポーツ振興センター競争的研究費等に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画に基づき、e ラーニングや資料等を活用し、適宜、コンプライアンス教育を実施する。コンプライアンス教育の概要は次のとおり。

- ・競争的研究費等外部資金に係る管理運営方針
- ・競争的研究費等の適正な使用のための役職員行動規範
- ・研究者行動規範

- ・不正の具体的な事例
 - ・JISS における不正防止対策
 - ・不正が発覚した場合のセンターへの影響、懲戒処分、弁償責任、調査結果の公表、国における応募資格の制限
 - ・監査報告のとりまとめ結果 等
- (イ) 不正防止計画推進部署は、競争的研究費等相談窓口等に寄せられた相談内容を把握し、必要に応じコンプライアンス教育の内容に反映する。
- (ウ) コンプライアンス教育対象者は、以下の研修を受講するものとする。
- (i) (2) に定める対象者として新規採用又は異動（再任含む）により配属された際に実施する着任者研修
 - (ii) JISS が定期的に実施する統一研修
- (エ) 不正防止計画推進部署は、研修における理解度を確認するとともに、適宜、コンプライアンス推進責任者等に報告する。

②誓約書の提出

- (ア) 上記①(ウ)の研修受講対象者は、原則として上記①の研修受講後に誓約書（様式1、2）を不正防止計画推進部署に提出する。なお、研究者等は、研修受講及び誓約書提出により、次回の上記①(ウ)(ii)を実施する年度末までの間における競争的研究費等への交付申請等ができる。
- (イ) 研修受講後に誓約書の提出がない者は、競争的研究費等による研究やその他の競争的研究費等の運営・管理に携わることができない。

③啓発活動

- (ア) 不正防止計画推進部署は、独立行政法人日本スポーツ振興センター競争的研究費等に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画に基づき、既存の会議やメール等を活用し、適宜、啓発活動を実施する。啓発活動の概要は次のとおり。
- ・不正防止計画や内部監査の結果
 - ・実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）
 - ・不正発生要因等に関する検討と認識の共有 等
- (イ) 不正防止計画推進部署は、競争的研究費等相談窓口等に寄せられた相談内容を把握し、必要に応じ啓発活動の内容に反映する。

(3) 研修受講状況及び誓約書の提出状況の把握

コンプライアンス推進責任者は、自ら掌理する組織における研修受講状況及び誓約書の提出状況を把握し、未受講の者については研修受講と誓約書の提出を命じる。

(4) 相談・告発窓口の設置

コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等に係る研究業務及び事務業務を適切かつ効率的に実施するため、競争的研究費等を用いて業務を実施する際に、競争的研究費等相談窓口を事務部事業推進課に設置し、運用する。また、総務部は告発窓口を運用し、不正に係る情報が最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築し、運用する。

(5) 調査・懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

ハイパフォーマンススポーツセンター運営部及び総務部は、不正に係る調査手続き及び懲戒に関する種類・手続きについて所掌に基づき規程で明確に定め運用するとともに、懲戒処分について懲戒事案を開示し、透明性をより高くする。

(6) 契約相手方からの誓約書の徴取

JISS と一定の取引実績（金額・回数等）を有する契約相手方から原則として誓約書（様式3）を提出してもらう。ただし、個人（商取引を除く）、官公庁または国に準ずる機関、外国企業等からは提出を求めない。なお、契約相手方には、競争的研究費等に係る相談・告発窓口を周知する。

3. 3 適正な運営・管理

コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理にあたり、センターの規程等に基づき、適正な執行を行うほか、次の事項を実施する。

(1) 癒着防止、チェック体制の整備

業者との癒着を防止するため、職員及び契約相手方の処分等に関し、所掌する規程等を整備し運用する。また、発注及び検収、非常勤雇用者の勤務状況確認等について当事者以外のチェックが有効に入るシステムを整備し運用する。

(2) 風通しの良い研究環境の整備

コンプライアンス推進責任者は、円滑なコミュニケーションを図るため、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成等により、研究者等が孤立又は閉鎖的な環境におかれないう努め、問題がある場合は関係部署と連携をとり改善策を講じる。

(3) 予算執行状況等の確認

- ①コンプライアンス推進副責任者は、所掌する競争的研究費等の受入れリストを作成し、受入額総額を把握する。
- ②コンプライアンス推進副責任者は、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れていないか、年度内の予算執行が困難な状況にないか、特定の研究者等とのみ取引のある契約相手先との契約に問題がないか、等の予算執行状況を確認し、問題がある場合は改善策を講じる。

(4) 事務部門による適切な検収の確認等

コンプライアンス推進副責任者は、納入時における事務部門による検収が適切に実施されていることを確認する。

(5) 出張計画の実行状況の把握

競争的研究費等による出張者は、用務内容、訪問先、面談者等が確認できる報告書等を作成し、担当部署に提出する。コンプライアンス推進副責任者は、研究者等の出張計画の実行状況等を把握し、用務の目的や受給額の適切性を確認する。

（６）費目管理

コンプライアンス推進副責任者は、競争的研究費等の費目流用（科学研究費助成事業については、直接経費の４つの費目（物件費、旅費、謝金等、その他））について許容された範囲を超えないよう収支管理を行う。

（７）換金性の高い物品の管理等

パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、テレビ、録画機器、金券類の換金性の高い物品については、台帳等により適切に管理等を行う。

（８）最高管理責任者等への報告

不正防止計画推進部署は、次のとおり最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

①第１回報告

- （ア）前年度の競争的研究費等の執行状況
- （イ）当該年度の競争的研究費等受入リスト
- （ウ）契約相手方からの誓約書の提出状況
- （エ）その他の報告事項

②第２回報告

- （ア）当該年度の競争的研究費等の執行状況
- （イ）当該年度の研修の受講状況及び誓約書の提出状況
- （ウ）その他の報告事項

３．４ 競争的研究費等に係る不正要因の分析

不正防止計画推進部署は、監事又は監査室による監査結果やその他の状況の変化等を踏まえ、監事又は監査室と連携し必要に応じ、改めて不正要因の分析を行い、規程等の改正や体制の見直しなど所要の措置を講じる。

４．内部監査

監査室は、競争的研究費等が適正に運営・管理されているか検証するため、機関全体の視点から内部監査を実施する。不正防止計画推進部署及び監査室は連携し協力する。

(様式1：研究者等実施者用)

競争的研究費等の運営・管理に関する誓約書

年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

所属 _____

氏名 _____

私は、競争的研究費等（国又は独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金）の運営・管理について、下記の事項について誓約します。

記

1. 競争的研究費等により研究を遂行するにあたり、競争的研究費等が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、競争的研究費等を公正かつ効率的に運営・管理するとともに、研究において不正を行わないことを約束いたします。
2. 競争的研究費等の使用に関する配分機関が定める規則等や日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の規程等に定められている事項等を遵守いたします。
3. センターの規程等に反して、不正を行った場合は、センターや配分機関の処分（懲戒処分、研究費の返還等）及び法的な責任を受ける場合があることを承知しています。

(様式2：研究者等実施者以外の職員用)

競争的研究費等の運営・管理に関する誓約書

年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

所属 _____

氏名 _____

私は、競争的研究費等（国又は独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金）の運営・管理について、下記の事項について誓約します。

記

1. 競争的研究費等の運営・管理を遂行するにあたり、競争的研究費等が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、不正を行わないことを約束します。
2. 競争的研究費等の使用に関する配分機関が定める規則等や日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の規程等に定められている事項等を遵守いたします。
3. センターの規程等に反して、不正を行った場合は、センターや配分機関の処分（懲戒処分、研究費の返還等）及び法的な責任を受ける場合があることを承知しています。

(様式3)

誓 約 書

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

当社（当法人）は、日本スポーツ振興センターとの取引に当たり、契約の方法に関する定め（「独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則」、「独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程」、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」）を理解、順守し、いかなる不正、不適切な契約も行わないことを誓約します。

不正に関する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等を求められた場合は協力します。

また、当社（当法人）に、上記に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含む処分を講じられても異議はありません。

構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

年 月 日

(住所)

(社名)

(代表者役職・氏名)